様式第三号（裏面）及び備考を次のように改める。

（裏面）

注意事項

1．この証で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。

2．保険医療機関等において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

備　考

※　以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1．私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2．私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3．私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》

【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

［特記欄：　　］

署名年月日：　　年　　月　　日

本人署名（自筆）：

家族署名（自筆）：

備　考

1．この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

2．必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。

3．別途被保険者等に周知することにより、注意事項を省略することができること。

4．被保険者等に次に掲げる事項を周知すること。

(1)　滞納している保険料を納付したときは、被保険者証が交付されること。

(2)　災害等の特別な事情が生じたときや、障害者自立支援法の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったときは、速やかに申し出ること。

(3)　被保険者の資格を喪失したときは、直ちに、後期高齢者医療被保険者資格証明書を市町村に返還すること。また、転出の届出をする際には、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えること。

(4)　この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、後期高齢者医療被保険者資格証明書を添えて、後期高齢者医療広域連合あての届書を、市町村に提出すること。

(5)　有効期限を経過したときは、後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用することはできないため、速やかに、市町村に提出して、後期高齢者医療広域連合の検認又は更新を受けること。

(6)　不正に後期高齢者医療被保険者資格証明書を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあること。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十二年七月十七日から施行する。ただし、第二条（様式第一号(1)（裏面）及び備考並びに様式第一号(2)（裏面）及び備考の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則（次項において「旧船保規則」という。）様式第一号による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則（次項において「新船保規則」という。）様式第一号によるものとみなす。

2　附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に交付されている旧船保規則様式第四号による船員保険継続療養受療証明書は、当分の間、新船保規則様式第四号によるものとみなす。

（国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の国民健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式による書類は、当分の間、同条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の様式によるものとみなす。

告　示

○財務省告示第百六十一号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十二年五月十二日

財務大臣　菅　**直人**

一　名称及び記号　利付国庫債券（十年）（第二百九十一回）

二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。